

# 国民年金基金増口・減口申出書

届書コード 0321

増口申出をされる方がご記入ください

増口をする年月		増口される年金の口数及び掛金額						
平成 年月	年金の型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
	口数	口	口	口	口	口	口	口
	掛金額	円	円	円	円	円	円	円

受付区分	整理番号										

(記入しないでください)

減口申出をされる方がご記入ください

減口をする年月		減口される年金の口数							
平成 年月	加入(増口)した年月	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型
	平成 年月	口	口	口	口	口	口	口	口
	平成 年月	口	口	口	口	口	口	口	口

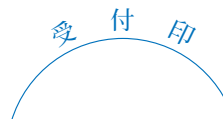
増減口後の2口目以降の口数をご記入ください	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型
	口	口	口	口	口	口	口	口

上記のとおり申出します。 平成 年 月 日

国民年金基金 あて  
住所  
(電話番号)  
氏名 印

加入員番号 - - - - -

- (注) 1. 太枠内をご記入ください。  
 2. 増口される場合の掛金額欄に記入される額は、増口される年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。  
 3. 「加入(増口)した年月」欄は、減口申出される方が、減口したい年金の型の加入した年月又は増口した年月をご記入ください。  
 なお、加入した年月又は増口した年月については、加入員証等でご確認願います。  
 また、今回、社会保険料控除証明書をお送りした方は、一緒にお送りした掛金納付結果通知書の住所の上部に2口目以降の内訳が印字されています。  
 4. 加入員の方が自ら署名される場合には、申出者の押印は必要ありません。  
 5. ご記入いただいた申出書の1枚目(提出用)と2枚目(本人控)を切り離し、1枚目(提出用)をご提出ください。



# 国民年金基金増口・減口申出書

届書コード 0321

増口申出をされる方がご記入ください

増口をする年月	増口される年金の口数及び掛金額							
年金の型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
平成 年月	口数	口	口	口	口	口	口	口
	掛金額	円	円	円	円	円	円	円

受付区分 整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記入しないでください)

減口申出をされる方がご記入ください

減口をする年月	減口される年金の口数								
加入(増口)した年月	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型	
平成 年月	口数	口	口	口	口	口	口	口	口
平成 年月	口数	口	口	口	口	口	口	口	口

増減口後の2口目以降の口数をご記入ください	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型
	口	口	口	口	口	口	口	口

上記のとおり申出します。

平成 年 月 日

国民年金基金 あて

住所

(電話番号)

氏名

印

加入員番号

—

—

- (注) 1. 太枠内をご記入ください。  
 2. 増口される場合の掛金額欄に記入される額は、増口される年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。  
 3. 「加入(増口)した年月」欄は、減口申出される方が、減口したい年金の型の加入した年月又は増口した年月をご記入ください。  
 なお、加入した年月又は増口した年月については、加入員証等でご確認願います。  
 また、今回、社会保険料控除証明書をお送りした方は、一緒にお送りした掛金納付結果通知書の住所の上部に2口目以降の内訳が印字されています。  
 4. 加入員の方が自ら署名される場合には、申出者の押印は必要ありません。  
 5. ご記入いただいた申出書の1枚目(提出用)と2枚目(本人控)を切り離し、1枚目(提出用)をご提出ください。

## 増口又は減口を希望される方へ

1. 増口や減口の申出は、希望する月より行うことができます。
2. 増口や減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。
3. 毎月の掛金が68,000円までは（ただし、個人型確定拠出年金にも加入されている場合は、その掛金と合わせて68,000円が上限となります。）何口でも増口することができます。  
また、掛金の特例の適用を受けている方（毎月の掛金が68,000円を超えている方）は、その特例期間内であれば毎月の掛金が102,000円までは何口でも増口することができます。  
ただし、1口目を含めた終身年金（A型、B型及びC型）の年金月額の合計額が全体の年金額の半分以上になるように増口や減口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。くわしくは国民年金基金までお問い合わせください。）
4. 増口や減口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金（引落しは、原則として翌々月の1日（国民年金保険料を納付委託されている場合は翌月末日）から掛金額が変わります。  
増口の申出をされた方は、申出をされた月の末日時点の年齢に応じた掛金額が増え、減口の申出をされた方は、減口された口数分の掛金額が月々の掛金額から減額されます。（くわしくは、国民年金基金までお問い合わせください。）
5. 増口や減口の申出書の提出期限は増口や減口をされる月の末日（必着）です。
6. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできませんのでご注意ください。
7. 年齢が50歳1ヶ月以上の方は、Ⅳ型及びⅤ型を、60歳0月以上の方は、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型を増口することはできません。